

○ 訂正

218	<p>答申16（行情）170 「社会保険労務士法第25条の47及び第25条の49の発動について（請願）」等の収受印が押印された頁の一部開示決定に関する件」</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開示請求書の訂正手続上問題があるが、訂正がされないと存否応答拒否事案となることから、訂正を無効とせず判断したもの	<p>1 本件開示請求書の訂正及び本件請求文書の特定について</p> <p>諮問庁は、上記第3の諮問庁の説明の要旨のとおり、本件対象文書は、二度にわたる補正の結果、当該文書のうちの収受印が押印された頁のみとなった旨説明する。</p> <p>一方、異議申立人は、理由説明書により初めて補正の事実を知ったもので、本件対象文書以外の部分（収受文書台帳等を含む。）についても、不開示部分と一緒に開示すべきである旨主張する。</p> <p>当審査会において開示請求書の記載を確認したところ、処分庁の担当者の手書きによると見られる諮問庁説明のとおり訂正の記入がされていることが認められる。</p> <p>諮問庁の説明によると、本件訂正については、所管課の担当職員が異議申立人と2回にわたり電話のやり取りを行い、その意思を確認した上で情報公開窓口担当職員が訂正の記入をしたとのことである。</p> <p>しかし、上記訂正された結果によると開示請求の対象が当初の記載の範囲より減縮されたものとなっているにもかかわらず、それが開示請求人（異議申立人）の真意によるものであることを客観的に証するための何らの手立ても講じられていない。法4条は書面の提出をもって開示請求の適法要件としており、本来であれば、開示請求人から訂正の書面を提出させるべきであり、そうでなくても上記担当者が訂正の記入をした開示請求書の写しを開示請求人に送付して間違いのない旨の書面による確認を得る等すべきものであった。この点において、処分庁の措置は適切を欠いたものと言わざるを得ない。</p> <p>もっとも、諮問庁の詳細な説明を聞く限り、上記訂正の経緯に関する事実関係の説明は不自然なものとは認められない。すなわち、開示請求の対象が当初の記載どおりであったとすると、処分庁としては存否応答拒否の処分をするしかなく、この点を考慮し、処分庁の担当者は、開示請求人の意図を電話により確認し、その利益を考え、これを訂正することにより一部開示することができることとなることを前提に、上記のように訂正することを示唆し、開示請求人もその趣旨を了解したものと推認され得る。以上にかんがみると、上記訂正は本人の意思に基づかない無効のものとはまでは言えないと解するのが相当である。</p> <p>したがって、本件開示請求における訂正は有効であることから、諮問庁が説明するとおり、本件開示請求について上記第1の①ないし③の文書を本件対象文書として特定したことは妥当であると認められる。</p>
-----	--	---